

東日本大震災で被災した住宅の建替えに関する 手数料の免除について

東日本大震災によって被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

荒川区では、東日本大震災によって滅失又は破損した住宅の建替え等にあたり、確認申請等の手数料を免除しています。

1 対象要件 ※以下の要件すべてに該当することが必要となります。

対象	要件
対象となる方	・東日本大震災による罹災証明により、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と判定された住宅に居住されていた方
対象となる建物	・用途が、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であること ただし、次に該当する兼用住宅及び併用住宅も対象となります。 ※住宅以外の用途に供する床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満で、かつ、50㎡以下
	・被災した住宅に居住されていた方の住宅の確認申請等であること
	・全体の延べ面積が175㎡以内であること

2 免除手数料及び免除期間

対象手数料	期間
・確認申請手数料	令和5年（2023年） 3月31日まで
・計画変更確認申請手数料 ・中間検査申請手数料 ・完了検査申請手数料	令和6年（2024年） 3月31日まで

※ 期間をそれぞれ、1年間、延長しました。

3 申請方法

申請者は、建築物の確認申請等を提出する際に、地方公共団体が発行した罹災証明と住民票等を添えて、荒川区手数料減免等申請書を提出してください。

詳細やご不明な点は、以下までお問い合わせください。

内容に関するお問い合わせ先：

荒川区 防災都市づくり部建築指導課 管理・監察係

電話 03-3802-3111（代表） 内線 2841



あら坊